

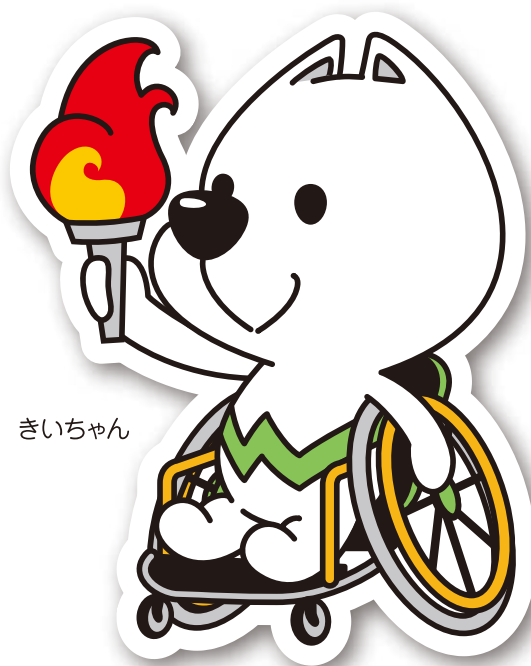
2015 紀の国 わかやま大会

第15回全国障害者スポーツ大会

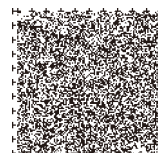
躍動と歓喜、そして絆

2015年10月24日(土)～10月26日(月)

基本計画



紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会実行委員会



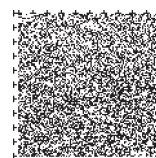
目 次

I 基本事項

1	大会の名称・スローガン等	1
2	基本方針	3
3	主催者	4
4	大会日程	5
5	実施競技及び競技運営主管団体	6
6	会場	7

II 準備運営計画

1	競技	
(1)	参加選手団規模	8
(2)	競技役員等の養成・編成	10
(3)	競技運営	11
(4)	ユニバーサルデザインによる会場づくり	12
(5)	オープン競技	12
2	式典	
(1)	開・閉会式	13
(2)	炬火	13
3	宿泊・輸送等	
(1)	宿泊	15
(2)	医事・衛生	16
(3)	輸送	16
(4)	観光	16
4	県民運動等	
(1)	県民運動の推進	17
(2)	児童・生徒等の参加の促進	18
(3)	ふれあい広場の設置	18
5	ボランティア	
(1)	大会運営ボランティア	19
(2)	情報支援ボランティア	20
(3)	選手団サポートボランティア	21
6	広報・報道	
(1)	広報活動	22
(2)	大会の記録	22
(3)	報道取材	22
7	運営調整	
(1)	安全確保	23
(2)	服飾	23
(3)	傷害保険等	23
(4)	大会メダル・参加章	23
	参考資料	25



I 基本事項

1 大会の名称・スローガン等

(1) 大会の名称

『第15回全国障害者スポーツ大会』

全国障害者スポーツ大会は、障害者が競技を通してスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とした障害者スポーツの祭典です。

平成27年開催の和歌山県での大会が第15回大会となります。

(2) 大会の愛称

2015
紀の国 わかやま大会

*規定書体(ロゴデザイン)

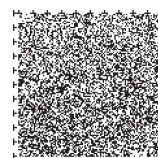
「紀の国」は、万葉の時代より和歌山を表す言葉として使われ、今も県民に親しまれ、さまざまな場面で使われている言葉です。

第15回全国障害者スポーツ大会が和歌山県で開催されることを明確に示す「わかやま大会」に「紀の国」を付けた愛称が県民に親しまれるとともに、「紀の国」を全国に発信します。

(3) 大会のスローガン

躍動と歓喜、そして絆

活力に満ちたふるさとづくりに寄与する大会の実現を通じ、和歌山の元気・活力・躍動感を全国にアピールするとともに、大会に参加するすべての人が躍動し、歓喜する。そこに交流が生まれ、絆が深まるような大会を目指します。

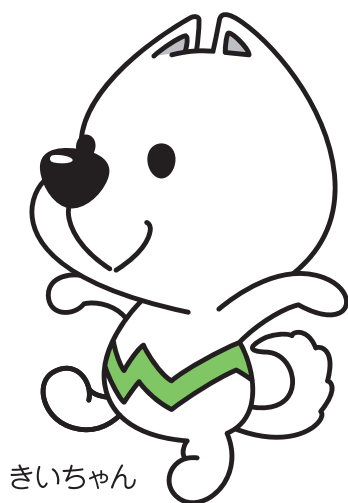


(4) 大会のシンボルマーク

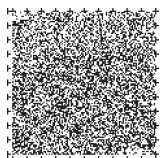


21世紀の「21」をモチーフに、障害者の「走る」「飛ぶ」「泳ぐ」姿をデザインしています。また、4つのカラーは、「北海道」「本州」「四国」「九州」を表し、全国の障害者スポーツの交流の場として、人と人との交流・地域との連帯を深める「全国障害者スポーツ大会」の未来への飛躍をシンボライズしています。

(5) 大会のマスコット



紀州犬をモチーフにした元気いっぱいのマスコット。
体の緑色のマークは、和歌山の頭文字Wと豊かな緑を表現。
生まれ育った和歌山の自然とスポーツが大好き。
いろんなことにチャレンジして、たくさんの人と友だちになりたいと思っています。
頑張る人を応援し、紀の国わかやま大会を盛り上げていきます。



2 基本方針

第15回全国障害者スポーツ大会は、全国に和歌山県の魅力を強くアピールし、「空青し 山青し 海青し」と謳われる自然あふれる『紀の国わかやま』で出会い、共に楽しめることを喜び、障害のある人もない人も参加者みんなで一体となって創りあげ、互いの絆を深める大会を目指し、次の3つを基本方針とします。

(1) 可能性へのチャレンジ！

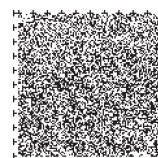
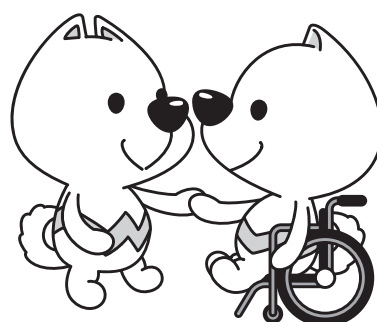
この大会を通して、自分自身の可能性にチャレンジし、その生き活きとした姿が多くの人々に力と感動を与え、全ての人に何事にもチャレンジしていく勇気を育む大会とします。

(2) 心温まる『紀の国わかやま』へ

みんなが笑顔で元気に参加できる大会、いつまでも心に残る大会を目指し、『紀の国わかやま』が、まごころをもって温かくお迎えします。

(3) 支えあう未来へ

障害のある人もない人も、この大会を通して、共に支えあい、みんなが安心して暮らせる社会の実現を目指す大会とします。

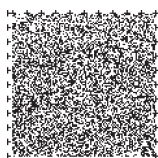


3 主催者

主催者は、厚生労働省、公益財団法人日本障害者スポーツ協会、和歌山県、開催地市町及び関係団体とします。

主催者の構成

- 【中央主催者】 厚生労働省
公益財団法人日本障害者スポーツ協会
- 【開催地主催者】 和歌山県
和歌山市
海南市
田辺市
紀の川市
岩出市
日高川町
上富田町
社会福祉法人和歌山県身体障害者連盟
和歌山県視覚障害者福祉協会
一般社団法人和歌山県聴覚障害者協会
和歌山県肢体障害者協会
社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会
和歌山県障害児者父母の会連合会
和歌山県知的障害者施設協会
和歌山県障害児者施設家族会連合会
和歌山県精神保健福祉協会
和歌山県精神保健福祉家族会連合会
和歌山県障害者スポーツ協会
公益社団法人和歌山県体育協会

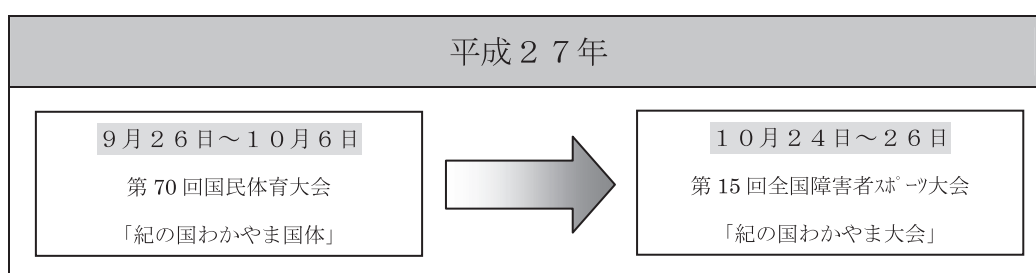


4 大会日程

大会日程は、できるだけゆとりあるものとし、選手に負担をかけない大会の実現を目指します。

(1) 開催期日

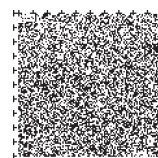
平成27年10月24日（土）～26日（月）



(2) 大会日程

ゆとりある競技日程の実現を目指し、大会関連の日程を次のとおりとします。

10/22 (木)	10/23 (金)	10/24 (土)	10/25 (日)	10/26 (月)	10/27 (火)
選手団来県	選手団来県 全国代表者会議・監督会議 公式練習会	開会式 競技	競技	競技 閉会式	選手団離県
		オープン競技			



5 実施競技及び競技運営主管団体

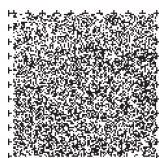
実施競技は、公益財団法人日本障害者スポーツ協会が定める「全国障害者スポーツ大会競技規則」に基づき、個人競技及び団体競技合わせて13競技とします。

また、競技運営は、公益社団法人和歌山県体育協会等の協力のもとに、関係競技団体がそれぞれ主管します。

	競 技 名	競技運営主管団体名
個人競技 (6 競技)	陸上競技 (身・知)	一般財団法人和歌山陸上競技協会
	水泳 (身・知)	和歌山県水泳連盟
	アーチェリー (身)	和歌山県アーチェリー協会
	卓球 (身・知) [サウンドテーブルテニス (身) を含む]	和歌山県卓球協会
	フライングディスク (身・知)	和歌山県障害者フライングディスク協会
	ボウリング (知)	和歌山県ボウリング連盟
団体競技 (7 競技)	バスケットボール (知)	和歌山県バスケットボール協会
	車椅子バスケットボール (身)	
	ソフトボール (知)	和歌山県ソフトボール協会
	グランドソフトボール (身)	
	バレーボール (身・知・精)	和歌山県バレーボール協会
	サッカー (知)	一般社団法人和歌山県サッカー協会
	フットベースボール (知)	和歌山県ソフトボール協会

※競技種目は、平成27年度「全国障害者スポーツ大会競技規則」に定めるところによります。

(注) 身＝身体障害者が出場できる競技
知＝知的障害者が出場できる競技
精＝精神障害者が出場できる競技

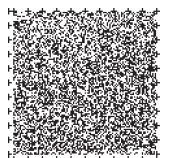


6 会 場

開・閉会式及び競技の会場は、円滑な式典・競技運営や、宿泊・輸送等の利便性を考慮した施設とします。

使用施設は、「紀の国わかやま国体」で使用された施設などを活用し、障害のある人に配慮した会場とします。

競 技 名	会 場	所在地
開・閉会式	紀三井寺公園陸上競技場	和歌山市
陸上競技(身・知)		
水泳(身・知)		
卓球(身・知) [サントテーブルテニス(身)を含む]		
車椅子バスケットボール(身)		
バレーボール(知)	海南市総合体育館	海 南 市
バスケットボール(知)	(新)南紀スポーツセンター体育館	田 辺 市
バレーボール(精)	田辺市体育センター	
ソフトボール(知)	紀の川市粉河運動場	紀の川市
グランドソフトボール(身)	紀の川市打田若もの広場	
フットベースボール(知)	紀の川市粉河運動場	
サッカー(知)	桃源郷運動公園陸上競技場	
ボウリング(知)	紀の川ボウル	岩 出 市
バレーボール(身)	岩出市立市民総合体育館	
アーチェリー(身)	南山スポーツ公園陸上競技場	日高川町
フライングディスク(身・知)	上富田スポーツセンター 多目的グラウンド	上富田町



Ⅱ 準備運営計画

1 競 技

全国から参加する選手が、快適な環境で競技ができるよう、競技役員等の養成を行うとともに、ユニバーサルデザインに配慮した会場づくりを進めるなど、円滑な競技運営を図ります。

(1) 参加選手団規模（想定）

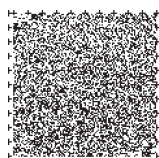
選手 / 3,441人

役員 / 約2,000人(各都道府県、指定都市役員)

ア 個人競技参加選手数〔()内は延べ選手数〕

競 技 名	参加選手数	参加種目の内訳
陸上競技(身・知)	1,050人 (2,100人)	トラック競技 跳躍競技 投てき競技
水泳(身・知)	310人 (620人)	自由形 平泳ぎ 背泳ぎ バタフライ
アーチェリー(身)	70人	50m・30mラウンド 30mダブルラウンド
卓球(身・知) [サウンドテーブルテニス(身)を含む]	315人	一般卓球 サウンドテーブルテニス
フライングディスク(身・知)	397人 (794人)	アキュラシー ディスタンス
ボウリング(知)	200人	
合 計	2,342人 (4,099人)	

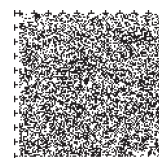
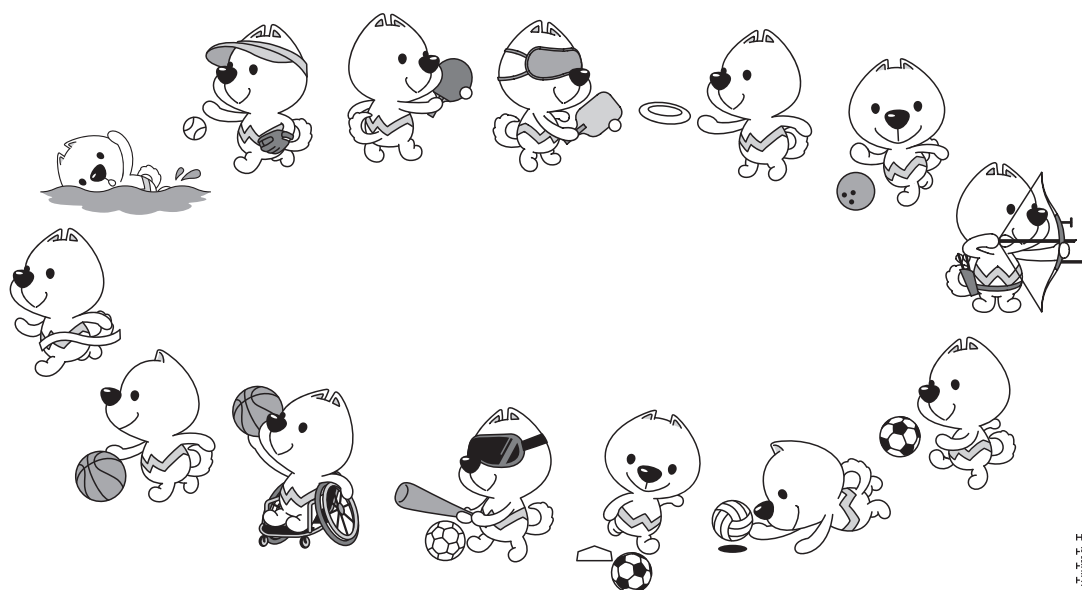
(注)陸上競技、水泳、フライングディスクは、同一競技1人2種目まで参加できます。



イ 団体競技参加チーム数及び選手数

競 技 名	区分	参加チーム数及び選手数	
バスケットボール(知)	男女別	14チーム(12名)	168人
車椅子バスケットボール(身)	男女混合可	7チーム(12名)	84人
ソフトボール(知)	男女混合可	7チーム(15名)	105人
グラウンドソフトボール(身)	男女混合可	7チーム(15名)	105人
フットベースボール(知)	男女混合可	7チーム(15名)	105人
バレーボール(身)	男女別	14チーム(12名)	168人
バレーボール(知)	男女別	14チーム(12名)	168人
バレーボール(精)	男女混合	7チーム(12名)	84人
サッカー(知)	男女混合可	7チーム(16名)	112人
合 計		84チーム	1,099人

(注)各競技とも、ブロック代表6、地元代表1の7チームを予定しています。



(2) 競技役員等の養成・編成

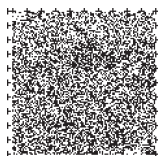
円滑な競技運営を図るため、競技運営主管団体等の関係機関の協力を得て、競技役員及び競技補助員を養成・編成します。

ア 競技役員・競技補助員（想定）

	競 技 名	競 技 役 員 (人)	競 技 補助員 (人)	競技役員等養成協力団体	その他 協 力 団 体
個人競技 (6 競技)	陸上競技 (身・知)	300	400	一般財団法人 和歌山陸上競技協会	高校・短大・大学・専門学校等
	水泳 (身・知)	120	60	和歌山県水泳連盟	
	アーチェリー (身)	40	100	和歌山県アーチェリー協会	
	卓球 (身・知) (サウンドテーブルテニス(身)を含む)	100	40	和歌山県卓球協会	
	フライングディスク (身・知)	100	90	和歌山県障害者フライングディスク協会	
	ボウリング (知)	90	40	和歌山県ボウリング連盟	
	小 計	750	730		
団体競技 (7 競技)	バスケットボール (知)	100	50	和歌山県バスケットボール協会	
	車椅子バスケットボール (身)	50	50		
	ソフトボール (知)	80	40	和歌山県ソフトボール協会	
	グラウンドソフトボール (身)	100	40		
	バレーボール (身・知・精)	170	270	和歌山県バレーボール協会	
	サッカー (知)	90	60	一般社団法人 和歌山県サッカー協会	
	フットベースボール (知)	70	40	和歌山県ソフトボール協会	
	小 計	660	550		
合 計		1,410	1,280		

(注)「競技役員」は、競技運営、審判、競技記録等の業務を行います。

「競技補助員」は、競技役員の指示を受けて、競技運営の補助を行います。



イ 競技役員等の養成計画

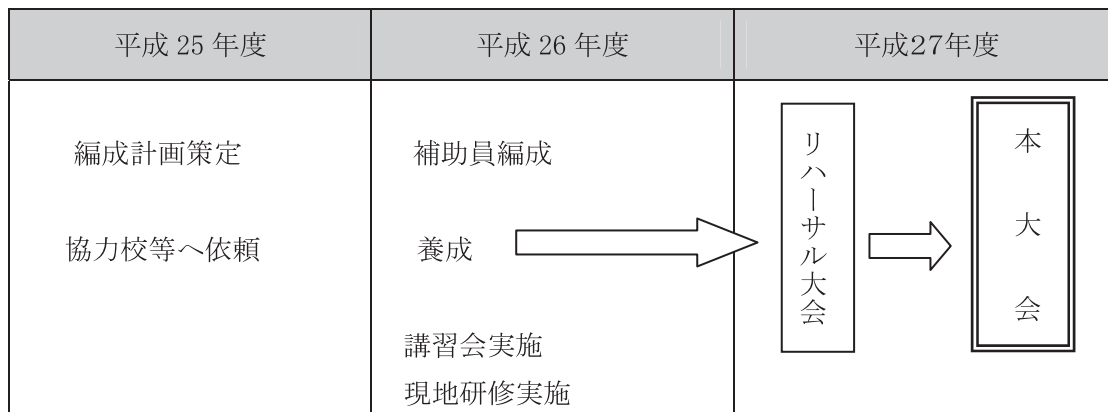
(ア) 競技役員

競技運営を円滑に実施するため、障害者スポーツに対応できる役員を養成します。



(イ) 競技補助員

競技役員の手配を受けて競技運営を補助する競技補助員を養成します。



(3) 競技運営

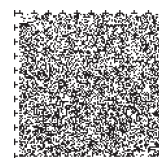
ア リハーサル大会

競技運営、審判技術等の向上を図るとともに、大会に対する県民の理解と関心を高めるため、リハーサル大会を実施します。

イ 全国代表者会議・監督会議

大会運営や競技運営を円滑に進めるため、各選手団代表者、監督等を対象に、大会全般の概要や競技規則などに関する会議を開催します。

・期 日 平成27年10月23日(金)



ウ 公式練習会

選手が十分に調整して競技に臨めるよう、公式練習日を設けます。

- ・期 日 平成27年10月23日(金)
- ・練習会場 原則として本大会の会場とします。
- ・練習時間 あらかじめ競技ごとに指定します。

エ 競技記録、成績の収集及び発表

各競技の記録・成績の収集及び発表は、記録本部を設置し、インターネットなども活用して、正確かつ迅速に行います。

オ 開始式及び表彰式

開催地市町及び競技運営主管団体と協議のうえ、会場の特性や選手のコンディションなどに配慮して必要に応じて実施します。

カ 競技用器具の整備

競技用器具及び運営用器具については、競技運営主管団体と協議し、会場備え付けのもの、「紀の国わかやま国体」で使用したものを利用するほか、県内施設、各種団体及び民間業者からの借用あるいは購入により、競技運営に支障のないよう整備します。

(4) ユニバーサルデザインに配慮した会場づくり

各会場は、ユニバーサルデザインに配慮し、年齢、性別、障害のあるなしにかかわらず、すべての人にとって使いやすい会場づくりに努めます。

ア 利用しやすい会場づくり

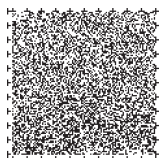
段差解消のためのスロープや車椅子での利用が可能な広めのトイレなどの仮設物を設置するなど、すべての人にとって利用しやすい会場づくりに努めます。

イ わかりやすい情報の提供

会場や会場周辺の多くの人が集まる場所に案内を行うボランティアを配置するとともに、案内看板やサインを大きな字やふり仮名を使った表記にするなど、すべての人に分かりやすい情報提供に努めます。

(5) オープン競技等

障害者スポーツの普及・振興並びに障害に対する理解を深めるため、大会期間中に正式競技以外の競技の実施について、関係団体などと協議し、調整を行います。



2 式 典

式典は、大会スローガン『躍動と歓喜、そして絆』に表現されるように、スポーツを楽しみ、身体いっぱい表現し、ここに出会えたこと、共に楽しめることを喜び、障害のある人もない人も参加者みんなが一体となって創りあげ、互いの絆を深めるものとします。

(1) 開・閉会式

ア 参加者に配慮した式典運営

開・閉会式は、できるだけ簡素にして時間短縮に努め、競技時間の確保と参加する選手・役員の負担軽減に十分配慮するものとします。

イ 式典催事の内容

式典催事は、障害のある人もない人も大会に参加するすべての人が一体となって、感動と喜びを共有できる内容を検討します。

ウ 音楽・演技等の構成

式典音楽・式典演技等は、「紀の国わかやま国体」を基本として「紀の国わかやま大会」の特徴を活かした構成を検討します。

エ 荒天時の対応

荒天時の開・閉会式については、規模を縮小して実施します。

オ リハーサルの実施

開・閉会式の円滑な運営を図るため、リハーサルを実施します。

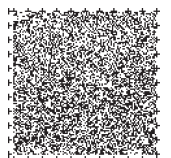
カ 参加者への情報提供

式典にかかる情報が、視覚や聴覚に障害のある人等に適切な手段によって提供できるように配慮します。

(2) 炬 火

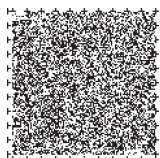
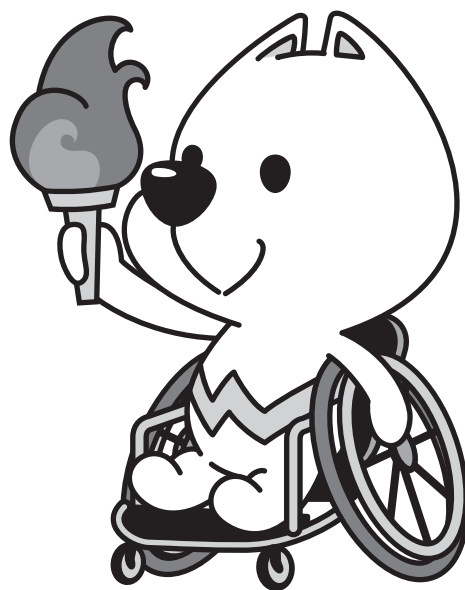
ア 炬火点灯

炬火は、開会式において主会場の炬火台に点火し、大会期間中、選手たちの活躍を見守り続けます。



イ 炬火イベント

全県的な大会気運の高揚と、障害に対する理解を深めるため、「紀の国わかやま国体」と連携して炬火イベントの実施を検討します。



3 宿泊・輸送等

大会参加者の宿泊施設の確保と環境整備に努めるとともに、大会参加者及び観客の医事・衛生に万全を期します。

また、大会参加者及び観客の安全かつ円滑な輸送を行うよう努めます。

(1) 宿 泊

全国から参加する選手・役員等が、心身ともに良好な状態で大会に臨めるよう、関係機関・団体等の協力を得て、宿泊施設の確保と環境整備に努めます。

ア 参加意向調査

宿泊施設ごとの受入数を調整するため、参加意向調査を行い、大会参加者の宿泊数や障害の程度などを把握します。

イ 宿泊施設調査

大会関係者の特性に合った宿舎を選定するため、宿舎の客室タイプや設備面を調査します。

ウ 宿泊環境整備

大会参加者が快適に宿泊できるよう、宿泊施設のバリアフリーについて理解を求めるとともに、必要に応じてシャワーチェアーや浴室マットなどの宿泊支援用具を配置したり、エレベーターに点字シールを設置するなど、宿泊環境の整備に努めます。

エ 宿泊料金の設定

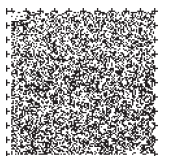
「紀の国わかやま国体」との連携を図り、関係団体等と協議のうえ、宿泊料金を設定します。

オ 配宿

大会参加者の障害の程度や会場までの交通、大会スケジュールなどに配慮した配宿に努めます。

カ 接遇講習会

大会参加者が快適に宿泊できるよう、関係団体等との連携のもとに、宿泊施設従業者を対象にして障害に関する接遇講習会を開催します。



《宿泊者数（想定）》

選手団	大会関係者
約5,500人	約1,500人
1日最大7,000人 延べ30,000人程度 宿泊期間 10月22日(木)～10月27日(火)	

（２）医事・衛生

大会参加者及び観客の安全と健康のため、関係機関・団体等の協力を得て、医療救護や防疫体制の整備に努めるとともに、食品衛生の確保を図り、会場の清掃や廃棄物の適切な処理を行います。

（３）輸 送

大会参加者及び観客の安全かつ円滑な輸送を行うため、関係機関・団体等の協力を得て、道路、交通状況を十分考慮した輸送体制の整備に努めます。

ア 全国輸送

選手団・大会役員等の来県・離県は、自由集合・自由解散としますが、安全かつ円滑な輸送を行うため、関係輸送機関に協力を求めます。

イ 県内輸送

選手団・大会役員等の輸送には借上げバスなどによる計画輸送を行います。その際、必要に応じて低床バス、福祉車両を活用するよう努めます。

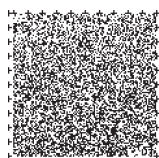
また、観客等の輸送は、公共交通機関の利用やシャトルバスの運行などにより、円滑な輸送に努めます。

ウ 車両及び駐車場

大会参加者及び観客の輸送に必要な車両及び駐車場の確保に努めるとともに、効率的な利用を図ります。

（４）観 光

全国から来県した大会参加者や観客に広く県内を紹介し、空き時間を利用した自主的な観光や買い物を支援するため、観光や物産等の情報提供を行います。



4 県民運動等

県民一人ひとりが「紀の国わかやま大会」に自発的に参加できる仕組みを構築し、県民総参加による“和歌山らしい”大会の実現を目指します。

また、県内各地で展開する創意工夫を凝らした運動が、大会後においても地域に定着し、地域の活性化が図られることで、未来に羽ばたく元気な和歌山づくりを推進します。

(1) 県民運動の推進

「紀の国わかやま国体」及び「紀の国わかやま大会」の開催気運を盛り上げ、全国から訪れるたくさんの人々を温かくお迎えし、思い出に残る大会とするために、県民運動を推進します。

ア 基本目標

① みんなの大会

県民のアイデアとエネルギーを活かし、県民全員が参加するみんなの大会にしよう

② 躍動する大会

スポーツとの様々な係わりを通じて、心豊かでたくましい人と活力に満ちた地域をはぐくむことで、人と地域や躍動する大会にしよう

③ めくもりのある大会

来県者をおもてなしの心で迎え、和歌山の魅力を伝えることで、和歌山のめくもりと感動がつまった大会にしよう

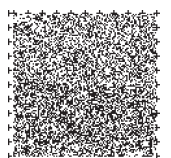
イ 県民運動の進め方

① 県民運動は、県民一人ひとりの自発的な活動を基本とします。

② 県民の創意工夫を発揮しながら、県民一人一役の仕組みとなるよう企画・推進します。

③ 学校、企業、各種団体等は、県民と協力し、それぞれの特徴を活かした運動を行います。

④ 県実行委員会と市町準備(実行)委員会は、県民運動の推進組織としての役割を果たし、相互に情報交換を行い、連携しながら県民運動を展開していきます。



（２）児童・生徒等の参加の促進

児童・生徒等の障害に対する理解を深めるため、学校等との連携を図り、式典への参加や競技会場での応援など、大会への参加を促進します。

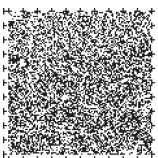
（３）ふれあい広場の設置

県・市町社会福祉協議会、開催地市町、福祉関係団体、ボランティア団体等と連携して、競技会場などに「ふれあい広場」を設置します。

ア レクリエーションなどを通じた選手団と県民との交流

イ 授産製品などの販売を通じた障害福祉の啓発

ウ 和歌山の自然・文化・歴史の紹介や、特産品の販売による「わかやま」の魅力発信



5 ボランティア

大会参加者を温かくもてなす大会運営ボランティアをはじめ、手話や要約筆記等の専門技能を持つ情報支援ボランティア、選手団と行動を共にする選手団サポートボランティアなど多様なボランティアを計画的に養成します。

(1) 大会運営ボランティア

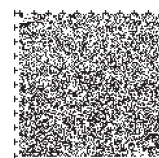
県民総参加で大会参加者をおもてなしの心でお迎えするため、「紀の国わかやま国体」と連携して、大会運営ボランティアを広く一般から募集します。

ア 種別及び内容（想定）

区 分	内 容	人 数
案内・介助	総合案内所などでの案内・誘導・介助	3,500人
会場整理	観客の改札、案内、誘導等	
会場美化	飾花の管理、会場内の清掃等	
会場サービス	弁当、飲み物の配布等	
式典	開・閉会式の式典補助	
ふれあい広場	ふれあい広場の運営補助等	

イ 養成計画

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
募集要項作成 研修計画作成 カリキュラム作成 養成テキスト作成	講習会・研修 実施 募集・登録 ➡ 配置計画策定	リ ハ ー サ ル 大 会 本 大 会



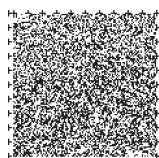
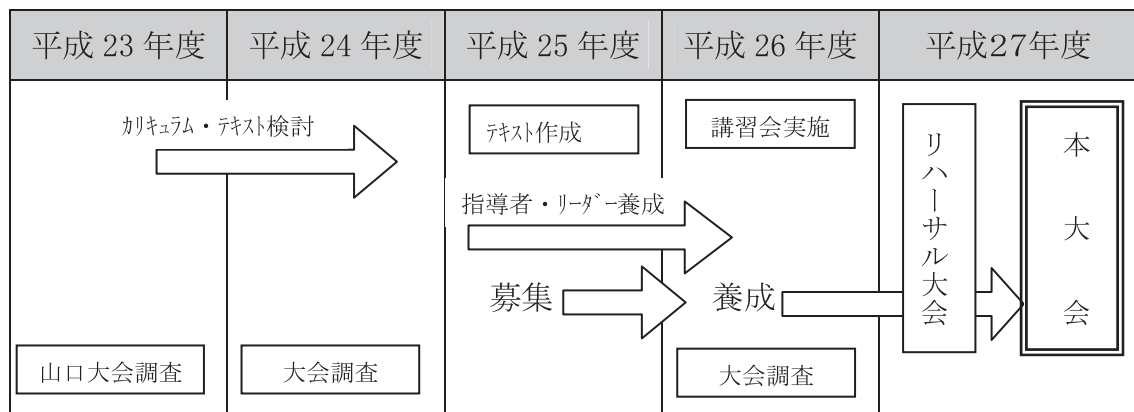
(2) 情報支援ボランティア

聴覚障害のある人への情報保障を図るとともに、すべての人に分かりやすい情報提供を行うため、関係団体等の協力を得ながら、各種情報支援ボランティアを養成します。

ア 種別及び養成に係る協力団体（想定）

種 別	人 数	養成協力団体
手 話	300人	和歌山県聴覚障害者情報センター 一般社団法人和歌山県聴覚障害者協会 和歌山県手話サークル連盟
要約筆記(手書き)	200人	和歌山手話通訳問題研究会 日本手話通訳士協会和歌山支部 和歌山県中途失聴・難聴者協会
要約筆記(パソコン)	100人	和歌山要約筆記会 和歌山パソコン要約筆記Friends9 和歌山県障害福祉課
計	600人	

イ 養成計画



(3) 選手団サポートボランティア

大会に参加する選手及び役員の介助・誘導等のサポートを行い、大会運営の円滑化を図るとともに、選手との交流を通して次世代が障害のある方への理解を深め、ボランティアとして地域で活躍するきっかけとなるよう、学生で構成する選手団サポートボランティアを養成します。

ア 活動内容

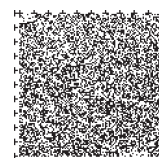
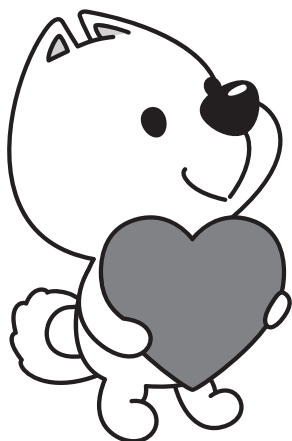
選手団の歓送迎・介助・誘導・交流等、来県から離県まで選手団と一緒に行動します。

イ 種別及び養成協力団体（想定）

種別	人数	養成協力団体
選手団サポート	800人	大学・専門学校等

ウ 養成計画

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
協力校選定・依頼 カリキュラム検討 養成テキスト検討 大会調査	協力校決定 カリキュラム作成 養成テキスト作成	講習会実施 研修 配置計画策定	リハール大会 本大会



6 広報・報道

大会を広く周知し開催気運を盛り上げるとともに、感動あふれる大会となるよう、積極的な広報活動を展開します。
また、各報道機関が円滑な報道取材を行えるよう準備します。

(1) 広報活動

ア 多彩な媒体を活用した効果的な広報の展開

ポスター、リーフレット、屋外広告物、テレビ、新聞、インターネット等の多様な媒体を活用し、段階に応じた効果的な広報を展開します。

イ イベント等を利用した大会開催気運の醸成

関係団体の協力を得て、各地で実施される各種イベント等におけるキャンペーンに積極的に取り組み、大会開催気運の醸成を図ります。

ウ 大会の愛称等の積極的な活用

大会の愛称、スローガン、マスコット、イメージソング等を積極的に活用し、広く周知を図るとともに、親しみやすい大会を演出します。

エ 「紀の国わかやま国体」との連携

「紀の国わかやま国体」と一体となって、大会開催気運の醸成を図ります。

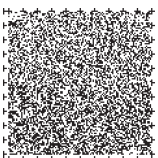
(2) 大会の記録

公式報告書などを制作し、記念すべき大会の記録として残すとともに、障害者スポーツの振興及び障害に対する理解と認識を深めるために活用します。

(3) 報道取材

全国から参集する報道関係者の取材活動に対応するため、「紀の国わかやま国体」と合同で、「報道委員会」を設置し、報道に関する調整を図ります。

また、「全国報道員会議」を開催し、取材協定を作成するなど、円滑な報道取材が行えるよう準備を行います。



7 運営調整

大会全般の円滑な運営を確保するため、次の業務を実施します。

(1) 安全確保

関係機関・団体の緊密な連携のもとに、開・閉会式会場、各競技会場における大会期間中の参加者の安全確保を図ります。

ア 会場等の警備

事件・事故等の未然防止に努めるとともに、緊急時における措置について万全を期します。

イ 交通対策

大会期間中の交通安全の確保を図るため、県民の協力を求めるとともに、実情に応じて適切な措置を講じます。

ウ 消防警備

火災などを未然に防止するとともに、非常時における措置について万全を期します。

(2) 服 飾

大会全般の円滑な運営を確保するため、実施本部員、各種ボランティア等大会関係者の役割が識別できる服飾を整備します。

(3) 傷害保険等

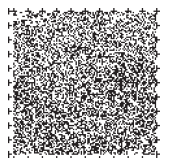
大会の開催準備又は開催業務にあたる者が、傷害を受けた場合に対応するため、傷害保険などに加入し、万一の事態に備えます。

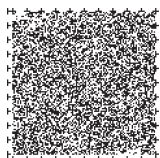
(4) 大会メダル・参加章

大会メダルを作成し、1位から3位までに入賞した選手に授与します。

また、大会への参加と協力を末永く記念として残すため、参加章を作成し、選手・役員等に贈ります。

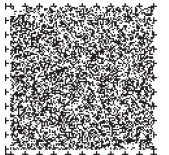
デザインは、「紀の国わかやま国体」と連携を図ります。





第15回全国障害者スポーツ大会 年度別事業スケジュール

区分	年度	平成22年度 (5年前)	平成23年度 (4年前)	平成24年度 (3年前)	平成25年度 (2年前)	平成26年度 (1年前)	平成27年度 開催年
推進体制	全体計画	基本計画検討	↑	開催決定、会期決定 基本計画策定	大会実施要綱の検討	大会実施要綱の策定	リハーサル大会 本大会
	大会実行委員会 大会専門委員会	準備委員会設置、開催	↑	実行委員会設置、開催 全国障害者スポーツ大会専門委員会設置、開催			↑↑↑
	大会実施本部					大会実施本部設置検討・調整	大会実施本部設置・運営
	財務	募金等の実施(国体と一体)				↑	国・団体補助金等の受入
	行啓等				宮内庁等協議 行啓計画検討	行啓本部設置 行啓計画策定	行啓本部の運営
総務企画	ボランティア 大会運営ボランティア 情報支援ボランティア 選手団サポートボランティア	養成計画策定	関係機関との調整、かきゅうら等検 関係機関との調整、かきゅうら等検	指導者養成等 関係機関との調整、かきゅうら等検	ボランティア募集・登録 かりきゅうら、テキキスト作成 かりきゅうら、テキキスト作成 かりきゅうら、テキキスト作成	ボランティア養成、配置計画策定 ボランティア養成、配置計画策定 ボランティア養成、配置計画策定	リハーサル大会・本大会での活動 リハーサル大会・本大会での活動 リハーサル大会・本大会での活動
	広報・県民運動		愛称、スローガン等の決定 県民運動推進(国体と一体)	国体と一体的な各種広報活動		↑↑↑	↑↑↑
	ふれあい広場			ふれあい広場実施方法の検討	ふれあい広場基本計画		大会バンドブック等の発行 記録映像等の作成
	競技	実施競技・会場選定		競技運営基本計画の検討	競技運営基本計画等策定 第1次出場意向調査 プログラム編成検討 オープン競技決定	競技実施要項の策定 第2次出場意向調査 プログラム編成会議(リハーサル大会)	プログラム編成会議(本大会) 参加受付、資格審査 競技本部・記録本部の設置運営
	競技役員等養成	養成計画策定		競技役員等の養成 競技役員等編成計画検討	競技役員等編成計画策定	↑↑↑	リハーサル大会・本大会の競技運営
競技式典	競技用具			必要競技用具等検討	競技用具等の整備計画策定	↑	↑↑↑
	式典			式典基本計画(国体との調整)	式典実施計画(国体との調整)	式典実施要項 指導者講習会 練習会の実施	リハーサル・合同練習会の実施 服飾・用具等の整備
	施設	競技会場選定		開・閉会式会場整備の基本設計	開・閉会式会場整備の課題・解決 施設整備の基本設計	開閉会式会場整備の実施設計 施設整備の実施設計	会場施設の設置
	会場管理				会場管理の基本計画	会場管理の実施計画	会場管理の実施
	輸送交通			輸送計画の検討	第1次輸送計画の策定	第2次輸送計画の策定	輸送本部の設置・運営
施設調整	宿泊			宿泊計画の検討 宿泊施設基礎調査	第1次参加意向調査(宿泊・ 利用交通機関等) 宿泊・輸送管理システム設計 第1次宿泊計画の策定	第2次参加意向調査(宿泊・ 利用交通機関等) 第2次宿泊計画の策定	最終参加意向調査(宿泊・ 利用交通機関等) 宿泊本部設置・運営、配宿
	消防・警備				消防・警備計画の検討	消防・警備計画の策定	消防警備本部の設置
	医事衛生				医事衛生の基本計画	医事衛生の実施計画	医事衛生対策実施、 救護所設置



全国障害者スポーツ大会開催規程

これまで、障害者スポーツはリハビリテーションのため、健康増進や社会参加意欲を助長するため、障害や障害者に対する国民の理解を促進するためのものとして、その普及が図られ、大きな効果をあげてきたところであるが、今後は、生活の中で楽しむことができるスポーツ、さらに競技としてのスポーツとして振興を図ることが必要とされている。

障害者スポーツが地域の中で確実に普及し、国民の関心も年々大きくなっている今般、このような観点も踏まえつつ、開催地の都道府県及び市町村等の関係者の協力を求めながら、この規定に基づき全国障害者スポーツ大会を開催するものとする。

（目 的）

第 1 条 全国障害者スポーツ大会は、障害者の自立と社会経済活動への参加を促進することを目的とする。

（開催者）

第 2 条 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会及び国が主催する。

2 前項の規定にかかわらず、全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会、国並びに開催地の都道府県及び市町村が共同して開催することができる。

（参加者及び競技内容）

第 3 条 全国障害者スポーツ大会においては、都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。）ごとに選出された障害者が参加して総合的に運動競技をするものとする。

（開催地）

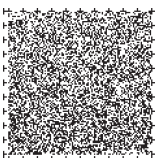
第 4 条 全国障害者スポーツ大会は、スポーツ振興法（昭和 36 年法律第 141 号）第 6 条に規定する国民体育大会（秋季に開催するものに限る。以下「秋季国民体育大会」という。）の開催地の都道府県において開催するものとする。

（開催期日）

第 5 条 全国障害者スポーツ大会は、原則として、秋季国民体育大会の直後に開催するものとする。

（会 場）

第 6 条 全国障害者スポーツ大会の会場は、原則として、秋季国民体育大会の会場を使用するものとする。



平成 10 年 7 月 16 日 障第 4 2 0 号
各都道府県知事・指定都市市長あて
厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知

全国障害者スポーツ大会について

今日、障害者スポーツは、地域の中で確実に普及し、国民の関心も長野パラリンピックに見られたように大きなものとなってきている。

昭和 40 年に、国民体育大会の開催地で、全国身体障害者スポーツ大会が開催されるようになってから今日までの道のりは、決して平坦なものとはいえなかったが、幅広い各層の理解と協力により、障害者スポーツは地域に定着し発展してきたといえる。

一方、国際的には、競技性の高い障害者スポーツ大会が定期的に行われ、また、パラリンピック競技大会に知的障害者の競技種目が、夏季・冬季大会ともに登場するなど、障害者スポーツは、障害者全体のスポーツとして、楽しんだり、競ったりするものとなってきている。

このようなことから、従来別々に実施してきた全国身体障害者スポーツ大会と全国知的障害者スポーツ大会を、21 世紀の初頭にあたる平成 13 年度より統合して全国障害者スポーツ大会として実施することとし、次ぎの事項を定めたので、広く周知をされるとともに大会の諸準備及び所要の予算措置等について格段のご配慮を煩わしたい。

なお、昭和 63 年 2 月 10 日社更第 27 号厚生省社会局長通知「全国身体障害者スポーツ大会について」及び平成 4 年 5 月 11 日児発第 488 号厚生省児童家庭局長通知「全国精神薄弱者スポーツ大会について」は、平成 12 年度限りで廃止する。

1 大会の目的

障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

2 大会の主催者

大会は、厚生省、大会開催地の都道府県・指定都市、関係団体等の共催により開催することとし、開催地の代表は都道府県とする。

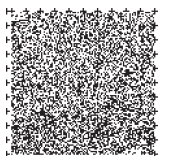
3 大会の開催

(1) 開催地

大会開催地は秋季国民体育大会開催都道府県とする。

(2) 開催期日

開催期日は秋季国民体育大会の直後を原則とし、開催都道府県が厚生省、関係団体等と協議のうえ決定する。



(3) 施設

競技会場及び諸施設については、国民体育大会として使用された施設を原則として利用する。

4 参加選手団

都道府県・指定都市選手団（都道府県・指定都市が開催する障害者スポーツ大会の成績等をもとに選抜された選手、監督及び役員。以下「選手団」という。）は、都道府県・指定都市を代表するもので、詳細は別途定められる「全国障害者スポーツ大会開催基準要綱」（以下「要綱」という。）によるものとする。

なお、参加選手数は、主催者において、各都道府県・指定都市別に決定するものとする。

5 大会実施細目

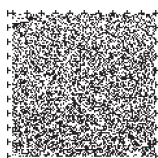
大会実施に関する細目については、要綱をもとにして、先催都道府県の意見を聴取して、開催の都度主催者で協議して定めることとするが、管下の関係機関、関係諸団体及び障害者に対する周知徹底については遺漏のないよう配慮されたい。

6 大会の準備と参加

大会開催の趣旨に照らし、すべての都道府県・指定都市からの選手団の参加が期待されるので、それがための参加費用等の予算化並びに開催都道府県・指定都市における諸準備に関する予算措置については、格段の考慮を煩わしたい。

7 大会運営上の留意点

- (1) 障害者スポーツの祭典に相応しく、大会は質実であるとともに、選手が全力を尽くしてスポーツできるよう環境整備等について留意されたい。
- (2) 大会の企画段階から障害者や障害の特性等に理解の深い者の参画を求めるとともに、開催に当たっては障害の特性を踏まえた対応ができる者の適切な配置にも留意されたい。



全国障害者スポーツ大会開催基準要綱

1 総則

全国障害者スポーツ大会（以下、「全国大会」という。）を開催し、運営するためにこの基準を定める。

2 目的

障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

3 回数

全国大会は、平成13年に開催された全国大会をもって第1回大会とし、これより起算し暦年を基準に回数を順次付すものとする。

4 主催

全国大会の主催者は、厚生労働省、公益財団法人日本障害者スポーツ協会（以下、「スポーツ協会」という。）並びに開催地都道府県・指定都市及び開催地市町村とし、必要に応じてその他の関係団体を加えることができる。なお、開催地における主催者を総称して「開催地主催者」とし、その開催地主催者の代表は、都道府県とする。

5 大会開催の基本方針

- (1) 全国大会は、毎年1回開催し、各都道府県の持ち回りとする。
- (2) 全国大会は、毎年実施される国民体育大会（本大会）の直後を原則として、当該都道府県において3日間で開催する。
- (3) 全国大会における競技運営は、公益財団法人日本体育協会に加盟する開催地都道府県の関係競技団体等が主管する。
- (4) 全国大会における実施競技・種目は、別途定める「全国障害者スポーツ大会競技規則」（以下、「競技規則」という。）による。
- (5) 全国大会における競技施設は、原則として、国民体育大会（本大会）の会場を使用する。

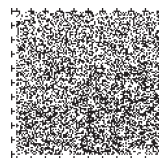
6 開催時期の決定

開催時期は、開催地主催者が開催の概ね3年前までに、主催者と協議のうえ決定する。

7 実施競技

- (1) 実施競技は、競技規則に定められた個人競技及び団体競技とし、団体競技は都道府県・指定都市対抗とする。

なお、競技規則に定められていない競技・種目であっても、広く障害者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められるものについては、あらかじめ主催者間で協議のうえ「オープン競技」として実施することができる。



(2) 実施競技・種目は、開催の概ね2年前までに決定し、開催地主催者が公表する。

なお、競技規則に定められた競技・種目のうち、開催地の立地条件等から実施困難なものがある場合には、あらかじめ主催者間で協議し、実施しないことができる。

(3) 個人競技における出場種目の決定並びに個人競技及び団体競技の組み合わせは、開催地主催者が行うものとする。

(4) 個人競技の組み合わせは、次により行うものとする。

① 原則として男女別とする。

② 競技規則に定める年齢区分及び障害区分の両方が同一の区分（以下、「同一区分」という。）の者毎に行うものとする。

ただし、同一区分の出場選手が少ない等の理由により、これにより難しい場合は、同一区分以外の者と同一組で競技させることができる。

(5) 順位は各組毎に決定する。ただし、同一区分の出場選手が少ないため、同一区分以外の者と同一組で競技させた場合は、同一区分の者毎に決定する。

(6) いかなる者も組み合わせ及び障害区分の適用については、抗議できないものとする。

8 参加資格

(1) 全国大会の参加者は、都道府県・指定都市選手団、大会役員及び競技役員とする。

(2) 出場選手は、次の全ての条件を満たす者とする。

① 毎年4月1日現在、13歳以上の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者。

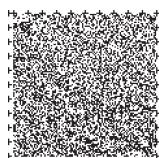
② 身体障害者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者。

知的障害者は、厚生事務次官通知（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。

精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。

③ 申し込み時に参加する都道府県・指定都市内に現住所（住民票のある地）を有する者。

ただし、施設や学校等に入所及び通所並びに通学している者は、その所在地の都道府県・指定都市でも参加できるものとする。



(3)個人競技に出場する選手は、原則として同一競技内での2種目まで(リレー種目に出場する選手は3種目まで)出場できるものとする。

ただし、開催地主催者が地理的条件等の理由により、出場競技・種目に制限を加える等の必要がある場合には、主催者と協議のうえ決定することができる。

(4)団体競技に出場する選手は、個人競技には出場できないものとする。

(5)団体競技に出場するチームは次のとおりとする。

① 開催地都道府県・指定都市の代表チーム

② スポーツ協会がブロック予選実施団体(日本車椅子バスケットボール連盟、日本盲人会連合、全日本聾唖連盟スポーツ委員会及び日本知的障害者スポーツ連盟及び日本精神保健福祉連盟精神障害者スポーツ推進委員会)と協議のうえ実施するブロック予選会で優勝したチーム。ただし、優勝したチームが本大会への出場を辞退した場合は、順次、順位の上位のチームに出場権が与えられる。なお、ブロック予選会の実施が困難な協議については、当分の間スポーツ協会が選考したチーム。

9 都道府県・指定都市の選手及び役員数

(1)個人競技の選手出場枠は、主催者が決定し、各都道府県・指定都市に通知する。

(2)団体競技の選手出場枠は次のとおりとする。

①身体障害者が行う競技

車椅子バスケットボール12名以内、グランドソフトボール15名以内、バレーボール男子・女子各12名以内

②知的障害者が行う競技

バレーボール男子・女子各12名以内、ソフトボール15名以内、バスケットボール男子・女子各12名以内、サッカー16名以内、フットベースボール15名以内

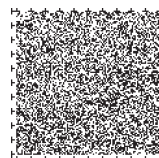
③精神障害者が行う競技

バレーボール12名以内

(3)個人競技の役員数については、選手10名までは10名以内とし、選手が10名を超える場合は超えた選手3名につき1名を増員できる。

また、団体競技に出場する都道府県・指定都市は上記役員数に、車椅子バスケットボール3名以内、バレーボール男子・女子各3名以内、ソフトボール3名以内、バスケットボール男子・女子各3名以内、サッカー3名以内、フットベースボール3名以内、グランドソフトボール7名以内の役員を加えることができる。

(4)役員数は上記で算定した範囲以内とするが、出場選手の障害程度等により、これにより難しい場合は、開催地主催者と協議のうえ増員することができる。



10 各都道府県・指定都市における出場選手の選考

各都道府県・指定都市における、出場選手の選考に当たっては、各都道府県・指定都市障害者団体、障害者スポーツ関係者等からなる選手選考委員会により選考し、決定するものとする。

なお、選考の際には、大会出場未経験者の出場にも配慮し、選考を行うものとする。

また、都道府県・指定都市においては、地域の障害者スポーツの振興を図る観点からも予選会を開催する等、選手選考に配慮することとする。

11 選手団の派遣及び費用

(1)選手団は、都道府県・指定都市（以下、「派遣者」という。）が派遣する。

(2)派遣者は、開催地主催者に対し、所定の手続きをもって選手団及び出場選手の競技・種目の申し込みを行うものとする。

(3)選手団の派遣に要する費用は、派遣者が負担する。

12 健康・安全管理

選手団の健康・安全管理については、派遣者において十分配慮するものとし、主催者においては、応急の処置のみを行うものとする。

13 競技規則

全国大会の適用規則は、開催年の競技規則と大会申し合わせ事項による。

14 表彰

(1)個人競技については、各組単位で、原則として同一区分毎に1位から3位までの選手にメダルを授与する。

(2)団体競技については、優勝チームに賞状、優勝杯等、2位、3位のチームに賞状、1位から3位までの選手にメダルを授与する。

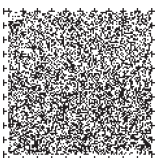
15 式典

開会式及び閉会式は、できるだけ簡素なものとする。

16 大会役員

大会役員は概ね次のとおりとする。

- | | |
|---------|-------------------------------|
| ① 名誉会長 | 厚生労働大臣 |
| ② 名誉副会長 | 厚生労働省社会・援護局長
日本障害者スポーツ協会会長 |
| ③ 大会会長 | 開催地都道府県知事 |
| ④ 代表副会長 | 開催地指定都市市長 |



⑤ 副会長

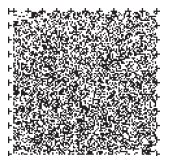
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
日本障害者スポーツ協会副会長
開催地都道府県・指定都市の議会議長
開催地市町村長及び市町村議会議長
開催地都道府県・指定都市の副知事及び助役
開催地都道府県・指定都市社会福祉協議会会長
開催地都道府県・指定都市障害者スポーツ協会会長
開催地都道府県・指定都市身体障害者団体連合会会長
開催地都道府県・指定都市手をつなぐ育成会会長
開催地都道府県知的障害者福祉協会会長
開催地都道府県精神障害者スポーツ推進協議会の長

⑥ 顧問

開催地都道府県選出の国会議員
日本体育協会会長
全国社会福祉協議会会長
日本身体障害者団体連合会会長
全日本手をつなぐ育成会理事長
日本知的障害者福祉協会会長
日本精神保健福祉連盟会長
J K A会長
日本医師会会長
支援自衛隊代表者
開催地都道府県・指定都市の報道機関の代表者
開催地都道府県の競技団体代表者
開催地都道府県の体育協会会長
中央競馬馬主社会福祉財団理事長

⑦ 参 与

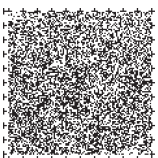
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長
文部科学省スポーツ・青少年局生涯スポーツ課長
文部科学省スポーツ・青少年局競技スポーツ課長
開催地都道府県・指定都市議会議員
開催地都道府県の公安委員会委員長
開催地都道府県単位の関係団体の代表者



日本障害者スポーツ協会理事、監事並びに評議員
日本身体障害者陸上競技連盟会長
日本身体障害者水泳連盟会長
日本肢体不自由者卓球協会会長
日本知的障害者卓球協会会長
日本身体障害者アーチェリー連盟会長
日本車椅子バスケットボール連盟会長
日本盲人会連合スポーツ協議会会長
全日本聾唖連盟スポーツ委員会委員長
日本知的障害者スポーツ連盟会長
日本障害者フライングディスク連盟会長
日本視覚障害者卓球連盟会長
全日本グランドソフトボール連盟会長
日本精神保健福祉連盟精神障害者スポーツ推進委員会委員長

付則

- 1 平成12年1月5日 制定
- 2 平成13年2月8日 改正
- 3 平成14年2月8日 改正
- 4 この開催基準要綱は平成14年に開催される第2回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 5 平成15年3月3日 改正
- 6 この開催基準要綱は平成15年に開催される第3回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 7 平成17年4月1日 改正
- 8 この開催基準要綱は平成17年に開催される第5回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 9 平成19年3月6日 改正
- 10 この開催基準要綱は平成19年に開催される第7回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 11 平成20年4月1日 改正
- 12 この開催基準要綱は平成20年に開催される第8回全国障害者スポーツ大会から適用する。



13 平成21年4月1日 改正

14 この開催基準要綱は平成21 年に開催される第9回全国障害者スポーツ大会から適用する。

15 平成22年4月1日 改正

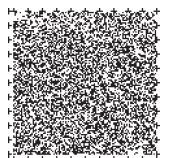
16 この開催基準要綱は平成22 年に開催される第10回全国障害者スポーツ大会から適用する。

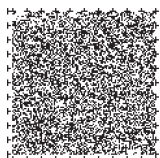
17 平成23年4月1日 改正

18 この開催基準要綱は平成23 年に開催される第11回全国障害者スポーツ大会から適用する。

19 平成24年4月1日 改正

20 この開催基準要綱は平成24 年に開催される第12回全国障害者スポーツ大会から適用する。





2015 紀の国わかやま大会

第15回全国障害者スポーツ大会

躍動と歓喜、そして絆

平成27年 10月24日(土) ▶ 10月26日(月)

実施競技紹介&開催地マップ

個人競技 6 競技

団体競技 7 競技

身＝身体障害者が出場できる競技
知＝知的障害者が出場できる競技
精＝精神障害者が出場できる競技

岩出市
ボウリング (知)
紀の川ボウル

バレーボール (身)
岩出市立市民総合体育館

和歌山市
陸上競技 (身・知)
紀三井寺公園陸上競技場

水泳 (身・知)
秋葉山公園県民水泳場

卓球 (身・知)
[サウンドテーブルテニス (身) を含む]
武道・体育センター
和歌山ビッグウエーブ

車椅子バスケットボール (身)
和歌山ビッグホール

海南市
バレーボール (知)
海南市総合体育館

田辺市
バスケットボール (知)
(新) 南紀スポーツセンター体育館

バレーボール (精)
田辺市体育センター

上富田町
フライングディスク (身・知)
上富田スポーツセンター
多目的グラウンド

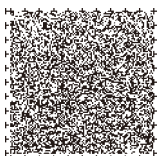
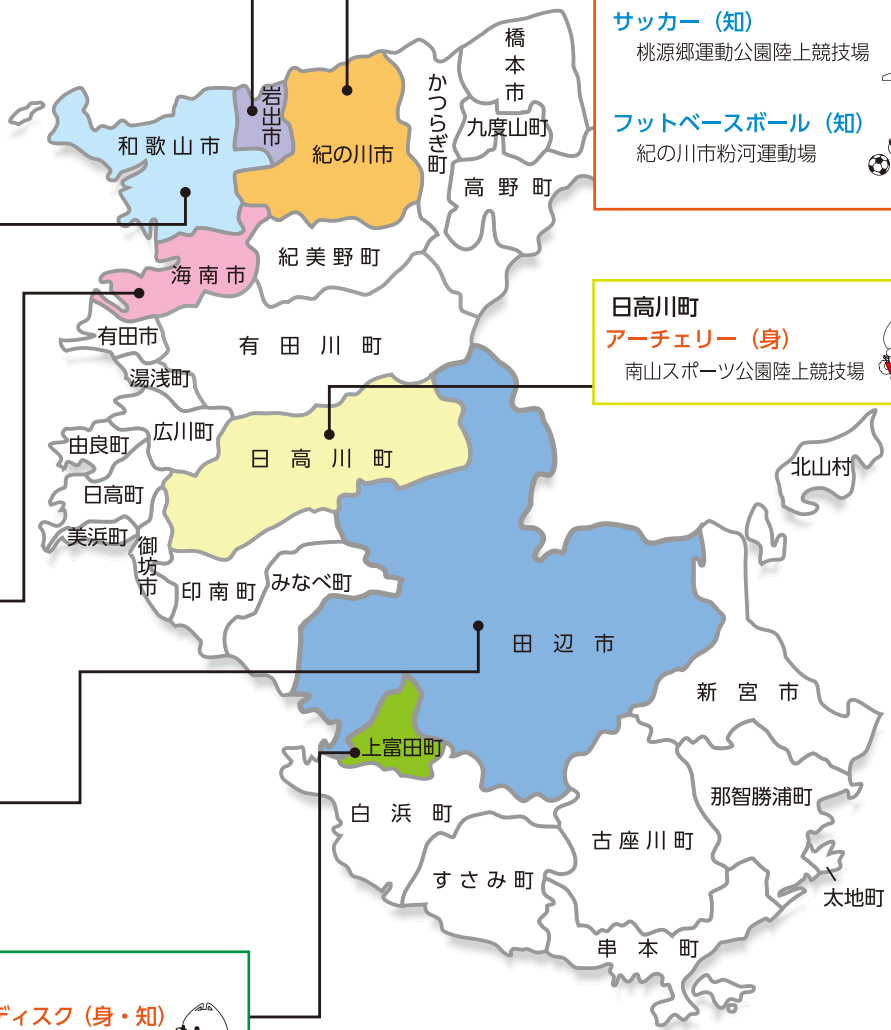
紀の川市
ソフトボール (知)
紀の川市粉河運動場

グランドソフトボール (身)
紀の川市打田若もの広場

サッカー (知)
桃源郷運動公園陸上競技場

フットベースボール (知)
紀の川市粉河運動場

日高川町
アーチェリー (身)
南山スポーツ公園陸上競技場



この印刷物は地球環境に優しい再生紙、
植物油インキを使用しています。